

データベース等から計算して得た値を表示する場合に、「推定値」又は「この表示値は、目安です。」の表示は必要ですか？

★必ずしも表示をする必要はありません。(ただし、表示値は許容差の範囲内(※1)にある必要があります。)

(※1)当該食品の期間内において基準別表第9の第4欄の許容差の範囲

- 分析により得られた値ではなくても、表示された一定の値が表示値の許容差の範囲内にあれば、「推定値」等の表示は必要ありません。
- ただし、栄養成分に関する品質管理が十分になされていない等の理由により、表示された一定の値について許容差の範囲内に収まらない可能性がある場合は、栄養成分表示に近接した場所に
「推定値」又は「この表示値は、目安です。」のいずれかの文言の表示と、根拠資料の保管が必要です。

注：下記の場合、合理的な推定により得られた一定の値の表示はできません。

- 下限値及び上限値 (○g～○g等) で表示する場合
- 栄養強調表示 (栄養成分の補給ができる旨の表示、栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示) をする場合
※ただし、生鮮食品の場合は、強調する栄養成分以外で表示する栄養成分は除く。
- 糖類を添加していない旨の表示又はナトリウム塩を添加していない旨の表示をする場合
- 栄養機能表示
- 特定保健用食品
- 機能性表示食品 (ただし、生鮮食品を除く。)

データベース等で計算をしたところ、食品100g当たりのナトリウムが「5mg」でした。
食塩相当量に換算(※2)すると、「0.0127g」となりました。
食塩相当量の含有量が少ないので、0.0gと表示してもよいですか？

★0と表示することができる量以上含まれている場合は、0と表示することはできません。

- 「0と表示することができる量」は下表の値未満の場合のみです。(食品表示基準別表第9を参照。)

当該食品 100g 当たり	熱量	たんぱく質	脂質	炭水化物	食塩相当量
	5kcal	0.5g	0.5g	0.5g	ナトリウムとして5mg

- 1の位に満たない場合であって、0と表示することができる量以上であるときは、有効数字1桁以上で表示します。
※食品100g当たりのナトリウムが「5mg」であった場合、0と表示できる量以上のナトリウムが含まれているため、ナトリウムを食塩相当量に換算し、「0.01g」若しくは「0.013g」又は「0.0127g」と表示します。
- 0と表示できる場合であっても、「たんぱく質」等の表示事項の省略はできません。
※ただし、近接した複数の表示事項が0である場合は、例えば「たんぱく質と脂質が0」というように一括して表示することができます。

(※2) 食塩相当量の換算式 食塩相当量(g) = ナトリウム(mg) × 2.54 ÷ 1000

ご不明な点は、保健所健康増進課または県庁生活衛生課へお問い合わせください。

岐阜保健所	☎ 058-380-3004	西濃保健所	☎ 0584-73-1111	関保健所	☎ 0575-33-4011
可茂保健所	☎ 0574-25-3111	東濃保健所	☎ 0572-23-1111	恵那保健所	☎ 0573-26-1111
飛騨保健所	☎ 0577-33-1111	県庁生活衛生課	☎ 058-272-1111	岐阜市保健所	☎ 058-252-7194

(岐阜市保健所については食品衛生課)